

平成28年度 真名川ダム弾力的管理検討委員会

議 事 次 第

日 時 平成29年2月28日（火） 午後2時～午後4時

場 所 多田記念大野有終会館 結とぴあ201・202会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 規約について（委員の変更）
- (2) これまでの検討委員会の経緯及び主な論点の整理
- (3) ダム弾力的管理に関する取り組みの評価
- (4) ダム弾力的管理の本格運用に向けて

3. 閉 会

【配布資料】

資料-1 これまでの検討委員会の経緯及び主な論点の整理

資料-2 ダム弾力的管理に関する取り組みの評価

資料-3 ダム弾力的管理の本格運用に向けて

真名川ダム弾力的管理検討委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「真名川ダム弾力的管理検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、国土交通省九頭竜川ダム統合管理事務所が管理する真名川ダムについて特別な水位(以下「活用水位」という。)を設定し、試行することによりダム下流の清流回復および河道の清潔の保持のための容量を確保し、それを活用することによって、ダム下流真名川の環境改善の効果を評価するために必要な調査、分析とその調査結果等に対して、意見を述べ、活用水位の適切な管理に資することを目的とする。

(委員会)

- 第3条 委員会の委員は、大野市、真名川に掛かる関係機関と学識経験を有する者から構成し、九頭竜川ダム統合管理事務所長(以下「事務所長」という。)が委嘱する。
- 2 委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は事務所長が委嘱する。
 - 3 委員長は会務を掌理する。
 - 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(議 事)

- 第4条 委員会は、委員長が召集し、議長を務める。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
 - 3 委員会の議事運営については、それぞれ委員会で定める。

(委員会の意見)

- 第5条 委員会は、調査の内容および調査結果の分析について、委員の意見を取りまとめ、委員会の意見として述べる。
- 2 九頭竜川ダム統合管理事務所長は、活用水位の試行の調査結果、分析結果についてとりまとめ、委員会に報告する。

(情報公開)

第6条 委員会の会議は公開を原則とし、公開する情報及び公開の方法については委員会で定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省九頭竜川ダム統合管理事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成12年8月2日から施行する。

ただし、活用水位の試行を中止した場合は、本委員会を解散する。

平成21年2月20日一部改訂

真名川ダム弾力的管理検討委員会 委員名簿

委員（委員長）	角 哲也 京都大学防災研究所教授
委員（副委員長）	大野市建設整備課長
委員	高津琴博 真名川水辺の楽校ビオフレンズ会長
委員	国土交通省近畿地方整備局河川管理課長
委員	国土交通省福井河川国道事務所長
委員	福井県土木部河川課長
委員	福井県安全環境部自然環境課長
委員	福井県奥越土木事務所長
委員	北陸電力(株)福井支店大野電力部長
委員	関西電力(株)庄川電力所土木係土木課長
委員	真名川土地改良区連合理事長
委員	大野市漁業協同組合長